

小地域生活支援ネットワーク事業実施要綱

1. 目的

小地域（自治会）を単位として要援護者一人ひとりに、保健・福祉・医療の関係者と近隣や地域の人々がネットワーク（助け合いの網）を築き、見守り・援助活動で、ひとり暮らしや寝たきりの老人世帯などが地域の中で孤立することなく、安心して生活できるよう地域住民による支え合い・助け合い活動を展開する。あわせて住民の自主的な活動参加によって地域における福祉の啓発と住みよい福祉のまちづくりを進めることを目的とする。

2. 実施主体

社会福祉法人 美馬市社会福祉協議会

3. 設置地域の範囲

福祉委員が担当する地域的範囲とする。

4. 活動の担い手

当該地域内における地域の実情に応じて、福祉委員が数名の協力員（ボランティア）を推薦する。

福祉委員のもとに協力員が活動する。

5. 具体的な活動

（対象者）

自立度が低いひとり暮らし高齢者、障がい者、高齢者世帯、認知症の方のいる世帯、要介護高齢者のいる世帯、幼い子どもがいるひとり親家庭等。

（内容）

●見守り

最も重要な、代表的な機能。当事者の状況により、月に1～2回の体制をとる。

●困りごとの把握と相談

変化する困りごととは何かを把握し、相談に応じます。困りごとは変化していくので、その度にしっかりと把握する。

●情報提供

文章やチラシなどの宣伝物や口頭を通じ、保健・医療・福祉の情報を提供します。

●制度・サービスの活用促進

活用できる制度やサービスを積極的に紹介し、活用を促進する。

●社会参加の促進

当事者の社会参加をいろいろな形で促進する。(寝たきり予防・孤立化予防・とじこもり予防等)

●早期発見

地域でおきた問題を早期に発見し、進行や悪化を防ぎます。

●簡易なサービスの提供

郵便物の投函、買い物などボランティアとしてできる範囲で提供する。

●関係機関との連携

民生委員・包括支援センター・社協等

●緊急時の通報

緊急時には、あらかじめ決められた連絡先にすぐ通報する。

6. 小地域ネット連絡会

小地域生活支援ネットワーク活動協力員は、小地域ネット連絡会を設置し、必要に応じて定例会を開催し、具体的な活動の内容について協議・検討を行うものとする。

7. 小地域ネット連絡会の開催経費

●福祉委員の申請に基づき、一地域当たり年間 5,000円を美馬市社会福祉協議会が助成する。

●助成を受けた小地域ネット連絡会は、別に定める様式により、次年に活動実績を美馬市社会福祉協議会会長に報告する。

8. その他の必要事項

この実施要綱に定めるほか、必要な事項は美馬市社会福祉協議会会長が別に定めるものとする

9. 施行期日

この実施要綱は、平成18年12月1日から施行する。

◎ネットワーク活動を必要とする背景

①急速な高齢化

2020年には、国民の4人に1人が65歳以上の高齢者に。ひとり暮らし老人や高齢者夫婦世帯、ねたきりや認知症(あるいはその介護家族)等、要介護老人がますます増加することが予測されます。

②核家族化の進行と家族機能の変化

都市化傾向に伴い核家族化が進行、扶養意識も社会的扶養へと変化してきています。

昔の大家族のように、家族で分担し支え合うことはむつかしく、介護機能が著しく低下しています。

③公的サービスだけでは限界

在宅で、要援護老人や障害者自身が、そして介護する家族が負担を軽減して暮らせるようにするには、日常生活の介助や看護など、保健・福祉・医療の専門家による公的サービスの提供が必要となってきます。しかし今の制度・施策だけでは、日常的な支援(24時間いつでも必要な時に対応するとか、身の廻りの簡易なお手伝いとか)となると、限界があります。

一方、介護サービスをうけなくてもすむように、日常的に行う「ふれあいサロン活動」や「配食・会食サービス」等は、健康増進や寝たきり予防としても期待されています。

④地域の結びつき・人間関係の希薄化

昔はどの町や村にもあった助け合いの精神が、生活様式等の都市化が進むにつれて失われていき、隣人同士が疎遠と無関心の中で生活することが多くなっています。